

# 地方競馬全国協会 会報

第 303 号 平成 20 年 7 月

## 目 次

<u>事業計画・事業報告</u>	平成 19 年度事業報告
<u>予算・決算</u>	平成 19 年度決算報告書
<u>運営委員会・評議員会</u>	平成 20 年度第 1 回運営委員会の開催 平成 20 年度第 1 回評議員会の開催
<u>競馬関係</u>	
登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
研修関係	研修実施状況（平成 20 年 4 月～6 月）
<u>規程関係</u>	
協会業務規程	地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正
<u>できごと</u>	平成 20 年 6 月

## **平成 19 年度事業報告**

インターネットホームページの  
「情報公開・個人情報保護」をご覧ください。

## **平成 19 年度決算報告書**

インターネットホームページの  
「情報公開・個人情報保護」をご覧ください。

## 平成 20 年度第 1 回運営委員会の開催

平成 20 年度第 1 回運営委員会は、6 月 23 日午後 1 時半から麻布台ビル南館 4 階の当会役員会議室において、農林水産省生産局豊田競馬監督課長、総務省自治財政局小谷地方債課課長補佐ほか関係係官の臨席を得て、運営委員 9 名（代理出席 7 名含む。）の出席のもと開催された。

協会から提出した平成 19 年度事業報告（案）、同決算（案）及び競馬活性化計画の変更承認に関する協会の意見（案）並びに監事の任命（大臣認可申請の了承）及び理事の任命に係る同意の議案について審議され、出席委員全員によって異議なく議決された。

なお、この事業報告（案）及び決算（案）は、平成 20 年 7 月 18 日付けで農林水産大臣の認可を得た。

### 運営委員会委員

平成 20 年 3 月 31 日現在

任期 3 年（平成 20 年 1 月 10 日～平成 23 年 1 月 9 日）

主催者名	職名	氏名	備考
北海道	知事	高橋 はるみ	
岩手県競馬組合	管理者	達増 拓也	(岩手県知事)
特別区競馬組合	管理者	中山 弘子	(新宿区長)
神奈川県川崎競馬組合	管理者	羽田 慎司	(神奈川県副知事)
愛知県競馬組合	管理者	神田 真秋	(愛知県知事)
兵庫県競馬組合	管理者	五百蔵 俊彦	(兵庫県副知事)
佐賀県競馬組合	管理者	坂井 浩毅	(佐賀県副知事)
	学識経験者	中須 勇雄	(社)大日本水産会会長
	学識経験者	仲田 和雄	地方競馬全国協会理事長

## 平成 20 年度第 1 回評議員会の開催

平成 20 年度第 1 回評議員会は、6 月 16 日午後 1 時半から麻布台ビル北館 4 階の当会会議室において、農林水産省生産局豊田競馬監督課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員 10 名の出席のもと開催された。

当協会の平成 19 年度事業報告（案）及び同決算（案）について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

### 評議員

平成 20 年 6 月 9 日現在 五十音順

氏 名	職 名
青 池 勲	全国公営競馬馬主連合会会長
穴 見 盛 雄	(社)熊本県畜産協会会長
今 原 照 之	(社)日本軽種馬協会副会長・常務理事
岩 崎 充 利	(財)全国競馬・畜産振興会会長
高 橋 秀 昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
中 島 靖 夫	日本放送協会報道局報道番組センタースポーツ部長
菱 沼 毅	(社)中央畜産会副会長
本 田 浩 次	(社)日本酪農乳業協会会長
廻 洋 子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
矢 作 和 人	全国公営競馬調教師会連合会会長
山 本 武 司	(社)岩手県馬主会会長
米 村 恵 子	江戸川大学社会学部教授

## 馬主および馬の登録数調べ

### 平成 20 年 6 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	1	3	3	13			0
馬	511	221	0		190	12	7

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	308	0	308	2	310
3 歳	123	1	124	1	125
4 歳	37	0	37	0	37
5 歳	16	0	16	0	16
6 歳以上	23	0	23	0	23
計	507	1	508	3	511

ただし、登録事項の変更及び抹消については6月中に事務処理済みの件数である。

## 研修実施状況（平成 20 年 4 月～6 月）

主催者等職員研修

平成 20 年度第 1 回裁決委員業務研修講座

平成 20 年 5 月 13 日（火）～5 月 16 日（金）4 日間 7 名（内聴講生 1 名）

場所 地方競馬教養センター、大井競馬場

岩手県競馬組合	熊谷茂樹	埼玉県浦和競馬組合	山崎規弘
神奈川県川崎競馬組合	篠崎隆	神奈川県川崎競馬組合	沖村朋彦
神奈川県川崎競馬組合	倉雅彦	愛知県競馬組合	安達教治

聴講生 1 名

地方競馬全国協会	青木隆
----------	-----

平成 20 年度第 2 回裁決委員業務研修講座

平成 20 年 5 月 20 日（火）～5 月 23 日（金）4 日間 4 名

場所 地方競馬教養センター、川崎競馬場

埼玉県浦和競馬組合	野口雅彦	特別区競馬組合	山田健一郎
石川県	石田貢	岐阜県地方競馬組合	市橋剛

平成 20 年度第 1 回基礎研修講座

平成 20 年 5 月 26 日（月）～30 日（金）5 日間 14 名（内聴講生 4 名）

場所 地方競馬教養センター

岩手県競馬組合	竹澤智	埼玉県浦和競馬組合	山崎明
特別区競馬組合	赤瀬貴之	神奈川県川崎競馬組合	茅野英一
神奈川県川崎競馬組合	秋葉弘幸	神奈川県川崎競馬組合	村本浩一
神奈川県川崎競馬組合	細野則之	神奈川県川崎競馬組合	石田博史
神奈川県川崎競馬組合	周藤忠明	兵庫県競馬組合	柴田能幸

聴講生 4 名

関東地方公営競馬協議会	清水良介	関東地方公営競馬協議会	鈴木敏文
関東地方公営競馬協議会	小林一幸	(株)ニッソー	長嶋聰子

平成 20 年度決勝審判委員業務研修講座

平成 20 年 6 月 10 日（火）～13 日（金） 4 日間 10 名（内聴講生 2 名）

場所 地方競馬教養センター、船橋競馬場

岩手県競馬組合	横 澤 智 幸	埼玉県浦和競馬組合	石 井 泰 三
特別区競馬組合	谷 津 如 風	神奈川県川崎競馬組合	石 田 博 史
神奈川県川崎競馬組合	鷺 見 卓 也	石 川 県	中 哲 也
石 川 県	六 田 雄 介	福 山 市	小 田 聖 司

聴講生 2 名

東地方公営競馬協議会	三 原 道 男	関東地方公営競馬協議会	下 川 好 光
------------	---------	-------------	---------

調教師課程

平成 20 年度第 1 回調教師課程

平成 20 年 6 月 16 日（月）～7 月 4 日（金）19 日間 3 名

場所 地方競馬教養センター、（財）競走馬理化学研究所、（社）日本装蹄師会装蹄教育センター、  
天栄ホ - スパーク

東 京 都	鈴 木 啓 之	東 京 都	納 谷 和 玖
岐 阜 県	後 藤 正 義		

## 地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則（平成三十七年度達第四号）の一部を新旧対照表のとおり変更する。

### 附 則

- 1 この達は、平成二十年六月二十三日から実施する。ただし、別記馬主登録審査基準の規定は、平成二十年十月一日以降に提出された馬主登録申請から適用し、同日前に提出された馬主登録申請については、なお従前の例による。
- 2 この達の実施前に提出された改正前の様式による馬登録申請書は、改正後の様式により提出された馬登録申請書とみなす。

（原文縦書）

新	旧
<p>第三条の二 方法書第四条第一項から第三項までの規定により馬主登録申請書に添えて提出する書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、別に定める。</p> <p>一 申請者（申請者が法人である場合には、その役員（<u>愛馬会法人（方法書第三条第二項第四号に規定する愛馬会法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。</u>）。申請者が組合である場合には、その組合員。この条において同じ。）が外国人である場合の方法書第五条第一項第一号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名する書類</p> <p>二（略）</p> <p>三 申請者が方法書第四条第一項第五号、<u>第二項第九号若しくは第十号（第九号に係る部分に限る。）</u>又は第三項第八号の規定により提出する申請者の経歴の概要を記載した書類</p> <p>四（略）</p> <p>五 法人のうちクラブ法人（方法書第三条第二</p>	<p>第三条の二 方法書第四条第一項から第三項までの規定により馬主登録申請書に添えて提出する書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、別に定める。</p> <p>一 申請者（申請者が法人である場合には、その役員。申請者が組合である場合には、その組合員。この条において同じ。）が外国人である場合の方法書第五条第一項第一号に該当しない旨を記載して記名押印し、又は署名する書類</p> <p>二（略）</p> <p>三 申請者が方法書第四条第一項第五号、<u>第二項第九号又は第三項第八号の規定により提出する申請者の経歴の概要を記載した書類</u></p> <p>四（略）</p>

項第四号に規定するクラブ法人をいう。以下同じ。)としての登録を受けようとする者が、方法書第四条第二項第十号の規定により提出する愛馬会法人の名称等を記載した書類

六 (略)

2 方法書第四条第一項ただし書、同条第二項ただし書又は同条第三項ただし書に規定する協会が別に定める者はそれぞれ別表上欄に掲げる者とし、これらの者について添付を省略することができる書類は同欄に対応する同表下欄に掲げるものとする。

第三条の三 協会は、方法書第四条第四項の規定により必要があると認めるときは、同条第一項から第三項までの各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類及び写真の提出を求められることがある。

一 (略)

二 法人である申請者にあつては、次に掲げる書類

ア～オ (略)

カ 匿名組合契約による競走馬を所有しない旨を誓約した書類(クラブ法人を除く。)

キ 法人のうちクラブ法人である申請者にあつては、相手方である愛馬会法人との対応関係が一对一であることを証明する書類及び愛馬会法人に係るイからオまでに掲げる書類並びに金融商品取引法の規定による金融商品取引業者の登録年月日及び登録番号を記載した書類(愛馬会法人に係るものを含む。)

三 (略)

2 (略)

第三条の五 協会は、法人である馬主の役員(代表者を除き、愛馬会法人の役員を含む。)に変

五 (略)

第三条の三 協会は、方法書第四条第四項の規定により必要があると認めるときは、同条第一項から第三項までの各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類及び写真の提出を求められることがある。

一 (略)

二 法人である申請者にあつては、次に掲げる書類

ア～オ (略)

カ 匿名組合契約による競走馬を所有しない旨を誓約した書類

三 (略)

2 (略)

第三条の五 協会は、法人である馬主の役員(代表者を除く。)に変更があつた場合において、

更があつた場合において、方法書第八条第六項の規定により必要があると認めるときは、同条第二項又は第三項の規定に定める書類のほか、変更があつた役員の印鑑証明書の提出を求めることがある。

- 2 協会は、組合である馬主の組合員（代表者を除く。）に変更があつた場合において、方法書第八条第六項の規定により必要があると認めるときは、同条第四項の規定に定める書類のほか、変更があつた組合員の所得を証明する書類及び写真の提出を求めることがある。

第三条の六 方法書第四条第一項第四号、同条第二項第七号、同項第十号（第四条第二項第七号に係る部分に限る。）、同条第三項第六号、第九条、第十三条第三項、第十六条第二項若しくは第十七条第一項又は第三条の三第二号のイ、同条同号のキ（愛馬会法人に係る同条同号のイに限る。）若しくは前条に規定する印鑑証明書は、個人（法人の役員を含む。）に係るものにあつては市区町村長の発行する印鑑証明書とし、法人に係るものにあつては商業登記法第十二条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付される印鑑証明書とする。

第七条 方法書第七十二条の二に規定する共有馬に係る馬主登録及び馬登録の申請は、日本中央競馬会競馬施行規程第十四条第一項の共有代表馬主が行わなければならない。

- 2 （略）

第九条 方法書第十一条（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、協会が定める掲示場所へ掲示する。

方法書第八条第五項の規定により必要があると認めるときは、同条第二項の規定に定める書類のほか、変更があつた役員の印鑑証明書の提出を求めることがある。

- 2 協会は、組合である馬主の組合員（代表者を除く。）に変更があつた場合において、方法書第八条第五項の規定により必要があると認めるときは、同条第三項の規定に定める書類のほか、変更があつた組合員の所得を証明する書類及び写真の提出を求めることがある。

第三条の六 方法書第四条第一項第四号、同条第二項第七号、同条第三項第六号、第九条、第十三条第三項、第十六条第二項若しくは第十七条第一項又は第三条の三第二号のイ若しくは前条に規定する印鑑証明書は、個人（法人の役員を含む。）に係るものにあつては市区町村長の発行する印鑑証明書とし、法人に係るものにあつては商業登記法第十二条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により交付される印鑑証明書とする。

第七条 方法書第七十二条の二に規定する共有馬に係る馬主登録及び馬登録の申請は、日本中央競馬会競馬施行規程第十二条の二第一項の共有代表馬主が行わなければならない。

- 2 （略）

第九条 方法書第十一条（第十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、協会が発行する会報に掲載し、又は協会が定める掲示場所へ掲示する。

様式第3 馬主登録証

その1 個人の場合 表

馬主登録証 (年 月 日)登録 登録番号
----------------------------

裏

(削除) 住所
------------

その2 法人及び組合の場合 表

馬主登録証 (年 月 日)登録 登録番号
----------------------------

裏

(削除) 住所
------------

様式第9 (A4判)

その1 (平地用) 表

馬登録申請書 (平地用)				
血統登録番号			馬名	
品種	性	毛色	父母	
特徴				
マカブツ <sup>®</sup> 番号				
飼養地			調教師	
旧登録者名	旧登録番号	旧登録馬名	旧登録年月日	抹消年月日

様式第3 馬主登録証

その1 個人の場合 表

馬主登録証 登録番号
---------------

裏

(年 月 日)登録 住所
-----------------

その2 法人及び組合の場合 表

馬主登録証 登録番号
---------------

裏

(年 月 日)登録 住所
-----------------

様式第9 (A4判)

その1 (平地用) 表

馬登録申請書 (平地用)				
血統登録番号			馬名	
品種	性	毛色	父母	
特徴				
飼養地			調教師	
旧登録者名	旧登録番号	旧登録馬名	旧登録年月日	抹消年月日

様式第9 (A4判)

その2 (平地・共有馬用) 表

馬登録申請書 (平地用・共有馬用)				
血統登録番号				馬名
品種	性	毛色	父母	
特徴				
マイナンバー <sup>®</sup> 番号				
飼養地				調教師
旧登録者名	旧登録番号	旧登録馬名	旧登録年月日	抹消年月日

様式第9 (A4判)

その3 (平地・組合馬主用) 表

馬登録申請書 (平地・組合馬主用)				
血統登録番号				馬名
品種	性	毛色	父母	
特徴				
マイナンバー <sup>®</sup> 番号				
飼養地				調教師
旧登録者名	旧登録番号	旧登録馬名	旧登録年月日	抹消年月日

様式第9 (A4判)

その2 (平地・共有馬用) 表

馬登録申請書 (平地用・共有馬用)				
血統登録番号				馬名
品種	性	毛色	父母	
特徴				
飼養地				調教師
旧登録者名	旧登録番号	旧登録馬名	旧登録年月日	抹消年月日

様式第9 (A4判)

その3 (平地・組合馬主用) 表

馬登録申請書 (平地・組合馬主用)				
血統登録番号				馬名
品種	性	毛色	父母	
特徴				
飼養地				調教師
旧登録者名	旧登録番号	旧登録馬名	旧登録年月日	抹消年月日

様式第9 (A4判)

その3 裏

馬所有念書 (組合馬主用)
組合の名称 _____
(代表者氏名) _____
(組合員氏名) _____

様式第11 (A4判)

その1 (馬主変更・組合馬主用) 裏

馬所有念書 (組合馬主用)
組合の名称 _____
(代表者氏名) _____
(組合員氏名) _____

様式第9 (A4判)

その3 裏

馬所有念書 (組合馬主用)
組合の名称 _____
(代表者氏名) _____
(組合員氏名) _____
(組合員氏名) _____

様式第11 (A4判)

その1 (馬主変更・組合馬主用) 裏

馬所有念書 (組合馬主用)
組合の名称 _____
(代表者氏名) _____
(組合員氏名) _____
(組合員氏名) _____

別記

馬主登録審査基準

馬主登録の申請者が、次の該当する申請区分に応じた各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

第一 申請者が個人の場合

- 一 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金に処せられた者
- 四 日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）都道府県又は指定市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が行う競馬に關与することを禁止され、又は停止されている者
- 五 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（以下「暴力団関係者」という。）
- 六 協会の運営委員会の委員
- 七 協会の役員及び職員並びに地方競馬に關係する都道府県又は指定市町村の職員
- 八 地方競馬に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者
- 九 方法書第十条第三号（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第十条の二第二号が

別記

馬主登録審査基準

馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。

- 一 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金に処せられた者
- 四 日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）都道府県又は指定市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が行う競馬に關与することを禁止され、又は停止されている者。
- 五 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（以下「暴力団関係者」という。）
- 六 地方競馬全国協会の役員及び職員並びに地方競馬に關係する都道府県又は指定市町村の職員
- 七 地方競馬に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者
- 八 地方競馬全国協会業務方法書（以下「方法書」という。）第十条第三号（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第十条の二第二号から第五号までの規定のいずれかに該当することにより、第十条又は第十条の二の規定により登録を取り消され、その取消の日

<p><u>ら第五号までの規定のいずれかに該当することにより、第十条又は第十条の二の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者</u></p> <p>十 <u>競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得及び資産からみて明らかに困難であると認められる者</u>  <u>(注)原則として、年間の所得金額が五百万円に満たない者は、本号に該当する者として取り扱う。</u></p> <p>十一 <u>住民基本台帳に記録されていない者(外国人である場合には、外国人登録法に規定する登録原票に登録のない者)</u></p> <p>十二 <u>未成年者</u></p> <p>十三 <u>前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</u>  <u>(1)申請者本人に係わる次の事由により拒否することが適当と認められる者</u>  <u>ア 罰金に処せられた者であつて、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの</u>  <u>イ 禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予の言渡しを受け、その言渡しを取り消されることなくして猶予の期間を経過した者のうち、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの</u>  <u>ウ 競馬会、都道府県又は指定市町村から競馬場への入場を拒否されたことのある者であつて、かつ、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの</u>  <u>エ 競馬の公正確保上問題のある事件で起訴又は逮捕され、処分未決定である者</u>  <u>(2)二から五まで、八又は(1)のアからウまでに規定する者と同一戸籍内にある者、生計を一にする者、その他これらの登録拒否事由</u></p>	<p><u>から五年を経過しない者</u></p> <p>九 <u>競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが所得及び資産からみて明らかに困難であると認められる者</u>  <u>(注)原則として、年間の所得金額が五百万円に満たない者(組合にあつては、その組合員のうちに年間の所得金額が三百万円に満たない者がある場合)は、本号に該当する者として取り扱う。</u></p> <p>十 <u>住民基本台帳に記録されていない者(外国人である場合には、外国人登録法に規定する登録原票に登録のない者)</u></p> <p>十一 <u>未成年者</u></p> <p>十二 <u>前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</u>  <u>(1)申請者本人に係わる次の事由により拒否することが適当と認められる者</u>  <u>ア 罰金に処せられた者であつて、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの</u>  <u>イ 禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予の言渡しを受け、その言渡しを取り消されることなくして猶予の期間を経過した者のうち、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの</u>  <u>ウ 競馬会、都道府県又は指定市町村から競馬場への入場を拒否されたことのある者であつて、かつ、競馬の公正確保上拒否することが適当と認められるもの</u>  <u>エ 競馬の公正確保上問題のある事件で起訴又は逮捕され、処分未決定である者</u>  <u>(2)二から五まで、七又は(1)のアからウまでに規定する者と同一戸籍内にある者、生計を一にする者、その他これらの登録拒否事由に該当する者と密接な関係にある者であつ</u></p>
---	--

に該当する者と密接な関係にある者であつて、当該登録拒否事由に該当する者から競馬の公正確保上悪影響を受けるおそれがあると認められるもの

(3) 申請者の血縁関係、経歴その他から名義貸しのおそれがあると判断される者

(4) 中央競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者

(5) 地方競馬場（トレーニングセンターを含む。）で業務を行う獣医師及び装蹄師

(6) その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

## 第二 申請者が法人（クラブ法人を除く。）の場合

一 その法人の役員（その法人の主要な出資者（出資の割合、人事、取引、資金その他申請法人との関係から、申請法人の役員と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。以下同じ。）及びいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうち第一の各号（十及び十二を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

（注）原則として、主要な出資者が法人である場合（以下「法人出資者」という。）には当該法人出資者の役員につき同様とする。また、法人出資者の主要な出資者が法人である場合（同様の状況が繰り返される場合を含む。）にも各法人出資者につき同様とする。

二 その法人の代表者（競馬に関する馬主としてすべての事務につきその法人を代表する一人の者（代表権を有する役員に限る。）をいう。以下同じ。）の年間の所得金額が、原則として、五百万円に満たない者であるもの

三 その法人の代表者が第一の十二に該当する

て、当該登録拒否事由に該当する者から競馬の公正確保上悪影響を受けるおそれがあると認められるもの

(3) 申請者の血縁関係、経歴その他から名義貸しのおそれがあると判断される者

(4) 中央競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者

(5) 地方競馬場（トレーニングセンターを含む。）で業務を行う獣医師及び装蹄師

(6) その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

十三 法人でその役員（いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうち前各号（九及び十一を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

十四 組合で、方法書第四条第三項第一号に規定する組合契約を締結していないもの

十五 組合で、その組合員のうちに法人若しくは一から十二まで（九を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの

者であるもの

四 その法人の主要な出資者が個人である場合に  
あつてはその個人について、法人である場合に  
あつては当該法人出資者及びその役員につ  
いて、協会が必要と認める書類が提出され  
ないもの

(注) 法人出資者の主要な出資者が個人又は  
法人である場合(同様の状況が繰り返される  
場合を含む。)も各個人又は各法人出資者に  
つき同様とする。

五 その法人の資本金の払込済額が三百万円未  
満であるもの

六 その法人が競走馬を所有し、調教師に継続  
的に預託することが所得、資産その他事業計  
画等からみて明らかに困難であると認められ  
るもの

(注) 原則として、過去二カ年の決算が赤字  
の場合は、本号に該当する者として取り扱う  
(当該法人が設立後間もない等の事情によ  
り、決算の状況の把握が困難な場合を除  
く。)

七 その法人の事業目的として、競走馬を保有  
し、競走に出走させることを定款に明示して  
いないもの(軽種馬の生産又は育成を事業目  
的としている法人を除く。)

八 その他競馬の公正を害するおそれがあると  
認めるに足る相当な理由のあるもの

第三 申請者が法人のうちクラブ法人の場合

1 クラブ法人について

一 そのクラブ法人の役員のうち第一の各号  
(十及び十二を除く。)のいずれかに該当す  
る者のあるもの

(注) 原則として、第二の一により法人の役  
員として取り扱われることとなる主要な出資  
者が法人である場合には、当該法人出資者の

役員につき同様とする。また、法人出資者の  
主要な出資者が法人である場合（同様の状況  
が繰り返される場合を含む。）にも各法人出  
資者につき同様とする。

二 そのクラブ法人の常勤の役員のうち、地  
方競馬において金融商品取引業等に関する内  
閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第  
七条第四号二に規定する競走用馬投資関連業  
務（以下「競走用馬投資関連業務」とい  
う。）を行うにあたり必要となる知識・経験  
を備えていると認められる者がいないもの

三 そのクラブ法人の代表者の年間の所得金額  
が、原則として、五百万円に満たない者であ  
るもの

四 そのクラブ法人の代表者が第一の十二に該  
当する者であるもの

五 そのクラブ法人の代表者が、そのクラブ法  
人の匿名組合契約の相手方である愛馬会法人  
の代表権を有する役員となつているもの

六 そのクラブ法人の主要な出資者が個人であ  
る場合にあってはその個人について、法人で  
ある場合にあっては当該法人出資者及びその  
役員について、協会が必要と認める書類が提  
出されないもの

（注）法人出資者の主要な出資者が個人又は  
法人である場合（同様の状況が繰り返される  
場合を含む。）も各個人又は各法人出資者に  
つき同様とする。

七 そのクラブ法人の資本金の払込済額が、金  
融商品取引法第二十九条の四第一項第四号の  
規定による公益又は投資家保護のため必要か  
つ適当なものとして政令で定める金額（政令  
で定める金額が三百万円未満の場合にあつて  
は三百万円）未満のもの

八 そのクラブ法人が競走馬を所有し、調教師  
に継続的に預託することが所得、資産その他

事業計画等からみて明らかに困難であると認められるもの

(注)原則として、過去二カ年の決算が赤字の場合は、本号に該当する者として取り扱う。(当該法人が設立後間もない等の事情により、決算の状況の把握が困難な場合を除く。)

九 そのクラブ法人の事業目的として、競走馬を保有し、競走に出走させること及び競走用馬投資関連業務を行うことを定款に明示しておらず、また、それらの事業を主たる事業としないもの

十 そのクラブ法人の匿名組合契約の相手方である愛馬会法人が特定の一の法人に限定されていないもの

十一 そのクラブ法人の事業計画(競走馬の取得方法、募集頭数及び預託先等)、事業執行体制その他収支見込等から、出資会員の保護、競馬の公正かつ円滑な施行又はクラブ法人の安定的な経営の継続に支障を来すおそれがあると認められるもの

十二 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

2 匿名組合契約の相手方である愛馬会法人について

一 その愛馬会法人の役員のうち第一の各号(十及び十二を除く。)のいずれかに該当する者のあるもの

(注)原則として、第二の一により法人の役員として取り扱われることとなる主要な出資者が法人である場合には、当該法人出資者の役員につき同様とする。また、法人出資者の主要な出資者が法人である場合(同様の状況が繰り返される場合を含む。)にも各法人出資者につき同様とする。

二 その愛馬会法人の常勤の役員のうち、地

方競馬において競走用馬投資関連業務を行うにあたり必要となる知識・経験を備えていると認められる者がいないもの

三 その愛馬会法人の主要な出資者が個人である場合にあってはその個人について、法人である場合にあっては当該法人出資者及びその役員について、協会が必要と認める書類が提出されないもの

(注) 法人出資者の主要な出資者が個人又は法人である場合(同様の状況が繰り返される場合を含む。)も各個人又は各法人出資者につき同様とする。

四 その愛馬会法人の資本金の払込済額が金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号の規定による公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額未満のもの

五 その愛馬会法人の事業目的として、競走用馬投資関連業務を行うことを定款に明示しておらず、また、その事業を主たる事業としないもの

六 その愛馬会法人の匿名組合契約の相手方であるクラブ法人が申請法人に限定されていないもの

七 その愛馬会法人の事業計画(競走馬の取得方法及び募集頭数等)、事業執行体制その他収支見込等から、出資会員の保護、競馬の公正かつ円滑な施行又は愛馬会法人の安定的な経営の継続に支障を来すおそれがあると認められるもの

八 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

#### 第四 申請者が組合の場合

一 その組合の組合員のうちに、法人若しくは第一の各号(十を除く。)のいずれかに該当

する者のあるもの

二 その組合が競走馬を所有し、調教師に継続的に預託することが、組合財産並びに組合員の所得及び資産からみて明らかに困難であると認められるもの

(注)原則として、組合財産が三百万円未満である場合又は組合員のうちに年間の所得金額が三百万円に満たない者がある場合には本号に該当するものとして取り扱う。

三 その組合が、方法書第四条第三項第一号に規定する組合契約（第三条の三第二項で規定する組合契約で定めるべき事項及び当該組合契約が満たすべき基準に合致する組合契約に限る。）を締結していないもの

四 その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のあるもの

別表（第三条の二第二項関係）

<u>方法書第四条第一項の申請者が、法人である馬主の役員（愛馬会法</u>	<u>1 方法書第四条第一項第一号に規定する身分証</u>
---------------------------------------	-------------------------------

<p>された戸籍謄本の記載事項に変更があつた者を除く。)</p>		
<p>方法書第四条第二項の申請者の役員が、個人である馬主若しくは法人である馬主の役員又は組合である馬主の組合員であつて、かつ、その馬主登録申請に係る文書が文書取扱規程別表に定める保存期間内である者(ただし、保存中の馬主登録申請に添付された戸籍謄本の記載事項に変更があつた者を除く。)</p>	<p>1 該当する役員の方法書第四条第二項第四号に規定する身分証明書</p> <p>2 該当する役員の方法書第四条第二項第六号に規定する書類</p> <p>3 該当する役員の方法書第四条第二項第十号に規定する書類のうち方法書第四条第二項第四号に規定する身分証明書及び同項第六号に規定する書類</p>	
<p>方法書第四条第三項の申請者の組合員が、個人である馬主若しくは法人である馬主の役員又は組合である馬主の組合員であつて、かつ、その馬主登録申請に係る文書が文書取扱規程別表に定める保存期間内である者(ただ</p>	<p>1 該当する組合員の方法書第四条第三項第三号に規定する身分証明書</p> <p>2 該当する組合員の方法書第四条第三項第五号に規定する書類</p>	

<u>し、保存中の馬主登録 申請に添付された戸籍 謄本の記載事項に変更 があつた者を除く。)</u>		

**できごと**

平成20年6月

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 6月10日     | 平成20年度第1回地方競馬活性化会議    |
| 6月12日～13日 | 農林水産省業務検査（地方競馬教養センター） |
| 6月16日     | 平成20年度第1回評議員会         |
| 6月17日～20日 | 農林水産省業務検査（本部）         |
| 6月23日     | 平成20年度第1回運営委員会        |